

令和3年11月5日開催

第17回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時31分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第17回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしくお祈いします。

○会長（今井 隆） 委員及び事務局の皆様、こんにちは。暖かい陽気が続いておりますけれども、大分紅葉が進んできまして、桜の木が赤くなって、また、イチョウやムクノキですか、大分黄色くなって、目でも秋を感じるような季節になりました。心の癒やしですね。一方で、ちょっと陽気が高いものですから野菜の下落がまだ続いておりまして、いろいろ農家の方も大変な思いをされているのではないかなと思うわけでございます。

また、最近、燃料だとかビニール製品だとか、飼料だとか、いろいろなものが値上がりしていて、これから寒さに向かって施設園芸をやっている方々は暖房費がかさむのではないかななんて心配もしておる状況です。

さて、今日は、先日の事前協議でもお話ししましたとおり、議案数が多いので、ちょっと時間がかかると思いますが、一つ一つ丁寧に判断をいただければと思っておりますので、よろしくお祈い申し上げまして、挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事の進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思っておりますので、お祈いします。

○会長 それでは、ただいまから第17回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日、欠席者は2名、議席番号3番、佐藤勲委員及び6番、酒井孝委員の2名が欠席との報告がございました。ということで、今回、出席委員は25名のところ23名でありまして、過半数を超えておりますので、総会は成立といたします。

以上、諸般の報告を終わります。続きまして、議事録署名委員の指名と書記の任命を行います。

まず初めに、皆さんに議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号9番、信澤健治委員及び18番、福田敬一委員の両名を指名いたしますので、よろしくお祈いいたします。また、書記は、事務局の清水主任主事を任命いたします。よろしくお祈いいたします。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

まず初めに、議事に入る前に、発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをお願いいたします。

それでは、これより議案に入ります。

まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容は、農地法第4条許可、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年10月22日許可、高農委指令第1397号でございました。取消しの理由は、計画の見直しを行うためとのことでございます。

以上、農地法関係許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 ただいま取消願の説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお伺いいたします。

異議がなければ、承認することにいたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。

それでは、続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は事務所・作業所でございまして、平成元年5月20日許可、群馬県指令西農第479号でございました。変更の理由につきましては、事務所・作業所を建築する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用の目的は露天資材置場でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書28ページ、議案第5号ナンバー32が提出されております。

2番 当初許可の内容は、農地法第4条許可、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年10月22日許可、高農委指令第1392号でございました。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年10月22日から令和5年10月21日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、設立した法人に事業を承継するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、令和3年11月22日から令和5年10月21日までの約2年間

の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の4条許可申請が提出されておまして、議案書17ページ、議案第4号ナンバー13が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま計画変更の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんからご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

異議がなければ、承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番は取下げで願いたします。取下げの理由につきましては、譲渡人が亡くなられたとのことで、事務局で調査をしたところ、10月21日に亡くなったことが確認されました。これを受け、代理人に連絡をしたところ、取下げとさせていただきたいとのことでしたので、7番は取下げで願いたします。

7番についてのご説明は、以上でございます。

8番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年11月22日から令和13年11月21日までの10年間でございます。また、太陽光発電の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました、議案書39ページ、議案第5号ナンバー65が関連案件でございます。

21番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

22番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年11月22日から

令和13年11月21日までの10年間でございます。また、太陽光発電の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました、議案書40ページ、議案第5号ナンバー69が関連案件でございます。

23番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年11月22日から令和13年11月21日までの10年間でございます。また、太陽光発電の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました、議案書41ページ、議案第5号ナンバー70が関連案件でございます。

24番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は、取下げ1件を除く、23件でございます。なお、この23件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない。または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 3条の説明が終わりました。

それでは、これから、皆さんに審議、質疑をお受けいたすわけですが、先ほどの説明のように、7番が取下げということで、それを除いて、これから審議をしたいと思います。

皆さんから質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

この中で、11、12、13、14、15、売買でこんなに広い農地を買って何するのだろうかなんて思っている方もおられると思うのですが、これは酪農家で、農地を買って飼料をここで作っているのだと思います。買い餌だけだと大変なので、これから自分で飼料を作ってやっていかないと経営も厳しいということです。

あと、皆さん、どうですか。あれだね、24番、事務局、新規就農者へ貸したって、農業経営拡大って、ちょっと。農業経営拡大するなら、新規就農者へ貸さなくもよかったのではないかなんて。これは、いつ頃貸したの。

○事務局 昨年、新規就農された方に。

○会長 昨年か。

○事務局 はい。貸しておりました。多分この方が、その新規就農者の方の面倒を見られていて、そのまま自分の土地を少し貸して、そこでやってみたらどうだというような話になっていたかと思えますので。この方自身も営農をやめるわけではなくて、その新規就農者された方のために一部の自分の農地を貸してあげたというところの解釈で、今回、この申請は受け付けしたという経緯がございます。

○会長 そういう流れね。

あとは、どうでしょう。

はい。

○21番松田委員 21番、松田です。20番の関係なのですけれども、これは5条が出ているわけですね。

○会長 はい。

○21番松田委員 5条出ていますよね。それで、この土地については、以前、山だったところを広い面積を開墾されて梅が栽培されていたわけなのですけれども、今度、営農型ということでしょうけれども、山の頂上付近なので、そこでまた中途半端に砂が動かされると、下のほうの人が迷惑をこうむるような、そういうことも起きる心配もあるので、営農型だからそういうことはないかと思うけれども、土、勝手に動かしてどうのってないかと思うのですけれども、その辺を注意されて許可していただきたいと思います。

○会長 以前も、そんなような話が、聞いたことがあるので、事務局、その点、大雨だとか、そういうときに。下のほうに人家もあるのでしたっけ。

○21番松田委員 そうなのですね。

○会長 これは、形状を変えないのだろう。

○事務局 そうですね。現状生えている梅の木のを抜根して、そちらに農地として、この後5条で出てきますけれども、フキの栽培をする予定ですので、特に土をいじるようなことはなくて、そのまま農地として利用されるということで伺っています。また、事務局としても、代理人及び業者のほうには、そういった心配をされている方が付近にいらっしゃるということで話はしてまいりたいと考えております。

○会長 この畑で随分面積が多いのだけれども、この畑、現状、今どういうふうになっているの。

○21番松田委員 梅畑なのです。

○会長 梅畑で。

○21番松田委員 だったと思います。

○会長 でも、もう、あれか、何年か。

○21番松田委員 いや、去年売買やっていました。

○会長 そうなの。では、それまで。

○事務局 木は、この間、現地を確認をしに行ったときは生えている場所がありました。はい。

○会長 では、今までやっていて、そこをこういう形にするということになったわけで。くれぐれも、そういう大雨のとき、気をつけてもらうように、また、事務局のほうから話してもらいます。

○21番松田委員 はい。お願いします。

○会長 それ以外になれば、許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1とナンバー2については事前調査案件になっております。

それでは、まず初めに、ナンバー1の説明、事務局、お願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 申請地にイチョウの苗木栽培用の施設を建築し使用したいという農業用施設の申請でございます。

それでは、別添農地法第4条ナンバー1、審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図でございます。大変分かりづらく申し訳ございませんが、図面中央にピンク色で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。市立車郷小学校から北東に約120メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、めくられた裏側が案内図でございます。図面ピンク色で囲まれた箇所が申請地でございます。申請地の周辺は南北に農振農用地の広がりがあり、本申請につきましても、農振農用地の青地の農地でございます。

次のページが公図でございます。公図が縮小されているため、出力縮尺が異なり、大変申し訳ございません。図面中央の一番広い筆が申請地でございます。申請地、南北は農地、東側は堤、西側は公衆用道路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。めくられた裏側が土地利用計画図でございます。ホッチキス留めされている箇所を右下にして御覧ください。申請地の中央に木造平屋建ての農業用施設を3棟建築する計画でございます。建物は、イチョウの栽培施設として栽培したイチョウから葉を採取するための施設でございます。

施設内は、コンクリート敷きとし、苗木を管理しやすいように棚を設ける計画でございます。また、北側の農地からは12メートル、南側の農地からは17メートル離し、周囲の農地に影響のないよう配慮しているとのことでございます。

なお、図面に「イチョウの苗木及びイチョウ栽培用温室」と記載がありますが、温度を管理する暖房設備等の設備は設置しないとのことでございます。

造成につきましては、敷地全体の造成は行わず、出入口のみ道路と高さを合わせるため一部土を入れるとのことでございます。雨水につきましては、申請地の南側にU字溝を新設し、東西の浸透ますにて敷地内で浸透処理する計画でございます。給排水につきましては、水道の引込みがないため設備はなく、水は随時タンクで持ち込むとのことでございます。周囲は、高さ1メートルのフェンスで囲い、西側より出入りする計画でございます。

次が建物の平面図でございます。3棟とも同じ建物を建築する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが建物の立面図でございます。こちらは参考までに御覧ください。

なお、開発指導課での事前協議につきましては、今年の10月4日に締結済みとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これから調査報告に入ります。今回は、第4班の調査になっております。調査班長、報告のほどよろしくお願いいたします。

○8番須田委員 事前調査報告、第4班班長、須田直子。農地法第4条許可申請、審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は代理人1名の出席でした。

質問1 今回、イチョウの苗木の栽培とイチョウの葉を採取する施設ということですが、イチョウの葉はどのように出荷するのですか。また、イチョウを選んだ理由を教えてください。

回答 加工はせずにサプリメントの原材料として出荷します。最近健康志向が強いことから、付加価値のあるもので、ほかで取り組んでいる人が少ないものを選びました。

質問2 イチョウの品種は何ですか。苗木は鉢で管理しますか。また、販路はどこを予定していますか。

回答 品種は藤九郎になります。鉢植えて栽培、管理し、九州にある苗木の専門店やインターネットで販売する予定です。

質問3 施設内での栽培、管理ということですが、日光はどう取り込みますか。

回答 日光は、屋根や窓から取り入れるのではなく、内部にLEDライトを設け24時間成長を促せるようにします。

質問4 1棟のハウスに何本程度栽培しますか。葉を採取する苗木は何年くらい使いますか。

回答 1棟当たり150本程度を予定しています。出荷用の葉は1年生から5年生の若木から収穫します。その後、販売用の苗木として出荷する計画です。

質問5 1棟423平米の建物を3棟建てるようですが、残地はどう利用しますか。

回答 西側の公衆用道路は、都市計画道路なので、将来の道路幅を見込んだ配置にしています。

質問6 北側の敷地が高くなっていましたが、造成はありますか。

回答 造成はしませんが、南側に雨水が流れるよう傾斜をつけ、敷地内全体を整地します。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりましたので、これより審議に移ります。

皆さんから質疑をお受けいたします。

はい、事務局。

○事務局 事前調査終了後、調査班より、再度代理人さんへ確認するよう依頼があった件についてご報告させていただきます。

1つ目は、LEDライトを使用したイチヨウの栽培例があるかについてですが、事例はないようです。レタスなど葉物野菜で事例があることから、イチヨウでも同様に栽培できると判断し、取り組むものとのこととさせていただきます。

2つ目が、苗木栽培技術はどこで習得したかについてですが、事前習得は特にしていないようです。苗木の栽培をしている知人がいるため、その方に相談に乗ってもらいながら開始するとのこととさせていただきます。

3つ目が、1年間で何回収穫できるかということだったのですけれども、1年間で収穫できる回数については、年に二、三回を想定しているようです。苗木の生育状態から年間を通して栽培できるように管理するとのこととさせていただきます。

事務局からは以上です。

○会長 事務局から、今説明がございましたけれども、今までこういう事例はなかったので、今回初めてイチヨウの葉をサプリメントにする。だけれども、ちょっと今の説明聞いていると、もう研修も何もしてなくて始めるということで、ちょっと心配な面もあるのですけれども、この件に関して、誰か分かる人。

はい。

○17番加藤委員 分からない。質問なのです。

○会長 質問か。

○17番加藤委員 質問なのです。いいですか。

○会長 はい。

○17番加藤委員 17番、加藤精一です。今回は、施設の関係だからあれなのですけれども、営農計画書は全く見えないのです。施設の申請だからかもしれないのですけれども。やっぱり質問事項なんかも、そうなのですけれども、営農形態もやっぱり見えないから質問をいろいろして、営農計画書を出さないというのは何か理由があるわけ。建物の申請だからというわけですか。

○事務局 この方は、自分でお持ちの農地を、新規で参入するわけではないので、特に営農計画の提出がない形になります。

○会長 ほかに何やっているって言ったっけ。

○事務局 いや、ここしか農地は持っていません。

○会長 ここしか農地なかった。

○17番加藤委員 ただ、建物造ることによって営農形態が変わってくると思うのですよね。それに対する営農計画みたいなものをやっぱり出してもらったほうが全体像がつかめるのではないかと。

○会長 こういう審議するにも、やっぱりそういう細かいところの資料があれば、いろいろ分かること

いうことで。

○17番加藤委員 だから、施設だからということであれば、これからの、そういったものでは営農計画書なんかは要らないのかという観点が見えてしまうのです。

○会長 どうだろうな、事務局。今の質問で、どのような営農計画というか。どういう栽培というか。質問を細かく聞けばいいのだろうけれども。

○事務局 加藤委員からご質問いただいた件なのですが、やっぱり4条申請ということで、メインはイチョウの栽培施設を3棟建築することによって周りの農地に影響があるか否か、そこら辺を事務局として重点的に見させていただいているのですけれども、そうはいつでも、加藤委員さんおっしゃるとおり、今回の調査班の質問にもあるのですけれども、農業用の施設ということで、営農のほうにも目を向けていきたい。転用の考え方のほうにちょっと比重を置き過ぎたなというところが、今加藤委員さんからのご質問を受けて、そう感じております。

なので、今後は農業用施設で何か作る、何か栽培をする、そういった場合には、もうちょっとバランスを見ながら、何を作る、その上でどういった計画があるのか、営農はどのようにしていくのか。そこら辺をもうちょっと詰めていって農業委員さん、推進委員さんのほうに説明はしていきたいと思います。

○会長 今後、そのような方向で進めるということで、事務局も。

○17番加藤委員 はい、分かりました。

○会長 これも、今まで事例がないので、ちょっと。今後、どのような成果になるか、きちんとできるか。LEDだけで、よく野菜なんかはその光だけでやっているのだけれども。今回、イチョウということなので。それで、屋根や窓から日光。だけれども、この間、代理人が来たときは、窓とLEDだけ、話はしていたよな。両方。そんな話聞いたのだけれども。果たして、これがうまくいってもらわないと困るのだよ。すぐやめてしまったなんていうのでは、また。こちらで許可した手前さ。本人にはしっかりやってもらわなくては。

○事務局 一応補足なのですが、これは青地、農振農用地で除外ではなく用途変更している状況なので、万が一のお話でありますけれども、この施設が、イチョウのその栽培施設をちょっと今試験的というのですか、挑戦してみて、うまくいかなかった場合のお話になってくるのですけれども、うまくいかなかったからといって、では、栽培施設を壊して何かほかの建物、宅地だとか建てられるのかといったら、そうはいかない。あくまでも用途変更なので青地の網がかかったままです。何か農業用施設以外にと、この申請人さんが転用、誰かに売りたいとか、そういった話になれば、改めてやっぱり除外の申請はちょっと必要になってくる。当然農地の転用もそのとき必要になってくるといった感じになります。

以上です。

○会長 今、説明があったとおり、農業用施設以外には使えないということなので、この場もね。

ほかに。

なければ、許可相当といたしますけれども、これが面積が5,043平米ということで、まず初めに、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可ということにいたします。

それでは、引き続いて事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和3年11月22日から令和6年11月21日までの3年間でございます。

それでは、別添の農地法第4条許可申請ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央の赤い丸印の箇所が申請地でございます。図面右下のはるなくらぶち聖苑から北西に約1キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面の水色で縁取られている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、住宅や倉庫等の非農地が散在しておりますが、農振農用地の青地農地に囲まれている状況でございます。本申請地も青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面の赤く縁取られている箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、畑と公衆用道路に接しております。

1枚おめくりください。4枚目と、続く5枚目が土地利用計画図でございます。横向きに見開いて御覧ください。太陽光パネルの枚数は576枚でございます。架台支柱の本数は160本、7.24平米の一時転用の許可申請でございます。また、最低地上高1.9メートル、最高地上高2.4メートル、支柱と支柱の間隔は3.2メートルとなっております。なお、6枚目を御覧いただきますと、太陽光パネルの立面図がございますので、こちらと併せてご確認いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、7枚目からが営農計画書でございます。営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要は、パネル下部の農地の面積2,914平米の畑でございます。作付予定作物及び作付面積は、申請地全体でカボチャとミョウガを栽培する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、営農に必要な農作業の期間につきましては、カボチャは2月から4月にかけて堆肥を入れ種まきをし、その後、つる払い等の手入れを行い、9月から11月にかけて収穫をするとのことでございます。また、ミョウガについては4月頃に株を植え、9月頃に収穫をするとのことでございます。

続きまして、利用する農業機械はトラクターのみでございます。農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、農作業歴40年、作付予定の農作業歴は5年でございます。

1枚おめくりいただきまして、営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、パネルの間から光が適量差し込むため、パネル下であってもカボチャとミョウガに必要な安定した日照が見込めるので、太陽光パネル下は適しているとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高1.9メートル、最高地上高2.4メートル、間隔3.2メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

下部の農地の単収につきましては、カボチャの単収見込みが1,600キログラム、地域の平均的な単収が2,000キログラム、単収の増減見込みは80%とのことでございます。また、ミョウガの単収見込みが600キログラム、地域の平均的な単収が750キログラム、単収の増減見込みは80%とのことでございまして、いずれも許可要件である地域の平均的な単収の8割を超える計画となっております。なお、地域の平均的な単収の根拠につきましては、高崎市農業政策普及所の統計データを用いているとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、続いて、須田直子委員、調査報告をお願いします。

○8番須田委員 事前調査報告、第4班班長、須田直子。農地法第4条許可申請、審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請者1名の出席でした。

質問1 申請人は、どの程度の農作業経験がありますか。

回答 吉岡町で農地を借りて農業をしております。一通りの作目は経験がありますが、出荷するほどではなく、家庭で消費する分と近隣に配る程度の収量です。また、今回、栽培を予定しているカボチャとミョウガについても経験があります。

質問2 太陽光パネル下部の農地には作付しないのですか。

回答 パネルの下部にも作付をします。今回、申請している圃場は2か所に分かれており、日当たりのよいカボチャの圃場では太陽光パネルを少し間引き、日が多く当たるように工夫し、設置しようと考えています。また、ミョウガは日陰での栽培に適していますので、太陽光パネルは間引かずに設置する予定です。

質問3 収穫した作物の出荷先はどちらになりますか。

回答 尾瀬市場に知人がいるため、そちらで引き取ってもらおうと考えています。

質問4 農作業は何名程度で行っていく予定ですか。また、その方たちの農作業経験はどの程度ありますか。

回答 私を含め3名で行っていく予定です。私以外の2名は、農家の出身なので、農作業については経験が豊富にあります。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

みんなから質問がないようだけれども、この2枚のところ、別々にカボチャとミョウガ、パネルの下にカボチャではなくて、1枚のところへカボチャならカボチャ、もう一枚のところへミョウガというふうに作付するそうです。

それで、今、調査報告であれだっけ、この間、聞き取りしたとき、ネギを8反やっているというのは。そんな話を聞いたよね。

○事務局 ネギにつきましては、これから……

○会長 これからだっけ。

○事務局 ネギ。はい。宮沢のほうで農地を取得していますので、そちらのほうはネギをやりたいということで、この間の事前調査でおっしゃっていました。

○会長 では、宮沢のほうで買ったの。

○事務局 はい。おっしゃっていました。

○会長 はい。

皆さんから質問をお受けいたします。

それでは、どうでしょう。これは、異議がなければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、これより一括審議に入ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございまして、宅地457.68平米と一体利用の申請でございします。

4番 農業用施設用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございします。

5番 入居の需要が見込まれる申請地にアパートを建築したいという長屋建て住宅の申請でございします。こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございします。

6番 相続により取得した申請地が農地法上の許可を得ていないまま自宅敷地の一部として使用していたことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございまして、宅地200.01平米と一体利用の計画でございします。

7番 墓地の出入口として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したた

め是正したいという通路用地の申請でございまして、墓地287平米と一体利用の申請でございまして。

8番 相続により取得した申請地が農地法上の許可を得ていないまま自宅敷地として使用していたことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございまして。

9番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地513.81平米と一体利用の申請でございまして。

10番 倉庫敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという倉庫用地の申請でございまして、宅地187.13平米と一体利用の申請でございまして。

11番 入居の需要が見込まれる申請地にアパートを建築したいという長屋建て住宅の申請でございまして。

12番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地477.75平米と一体利用の申請でございまして。

13番 法人の構成員から事業を承継し引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年11月22日から令和5年10月21日までの約2年間でございまして。また、こちらの案件につきましては、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー2の計画変更申請が関連案件でございまして。

14番 土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年11月22日から令和13年11月21日までの10年間でございまして。また、次のナンバー15及び議案書41ページ、議案第5号ナンバー71、議案書42ページ、議案第5号ナンバー72が一体利用地の関連案件でございまして。

15番 営農型太陽光発電設備設置に伴い電線をつなぐため申請地に電柱を設置したいという電柱設置用地の申請でございまして。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年11月22日から令和6年11月21日までの3年間でございまして。また、さきのナンバー14と議案書41ページ、議案第5号ナンバー71、議案書42ページ、議案第5号ナンバー72が一体利用地の関連案件でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件につきましては13件でございまして。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 一括説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑等ございましたら、お願いいたします。

よろしければ許可相当といたしますけれども、いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

取りあえず南部地区の議案を説明してもらって、審議して、そこで一休憩しようかななんて思っております。

それでは、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地377.23平米と一体利用の計画でございます。こちらの案件につきましては、次の5番が一体利用地の関連案件でございます。

5番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の両親より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地377.23平米と一体利用の計画でございます。

6番 契約内容は使用貸借、資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、排水管敷設替え工事に伴い申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和3年11月24日から令和4年3月31日までの約4か月間でございます。また、次のナンバー8が関連案件でございます。

8番 契約内容は賃貸借、排水管敷設替え工事に伴い申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和3年11月

24日から令和4年3月31日までの約4か月間でございます。また、さきのナンバー7が関連案件でございます。

9番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、原野416平米と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は寄附、神社に隣接している申請地を譲り受けて境内地として整備し使用したいという境内地の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番でございますが、こちら取下げでお願いいたします。取下げの理由でございますが、議案書発送後に、本申請地と一体で使用する土地があることが判明し、来月そちらの農地と併せて申請を行うことになりましたので、今月は取下げとなりました。

16番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、資材置場及び駐車場として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

20番 契約内容は売買、仮植用地として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという仮植用地の申請でございます。

21番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

22番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、山林588平米と一体利用の計画でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

23番 契約内容は売買、工場新築に伴い駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

24番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件につきましては、取下げ1件を除く、26件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 南部地区の説明が終わりました。この中で15番が取下げということです。これは、次回また出てくるでしょう。

そういうことで、この中で皆さんから質疑等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、ここで南部地区終わりましたので、一休憩入れたいと思います。

3時まで休憩いたします。よろしくお願いいたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これから北部地区の議案に入ります。27番までが南部でしたから、28番からですね。

そういうことで、事務局、では、北部の議案、説明をお願いします。

○事務局

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

29番 契約内容は賃貸借、砂防工事に伴い申請地を借り受けて工事車両用の道路として使用したいという道路用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和3年11月22日から令和4年3月31日までの約4か月間でございます。

30番 契約内容は贈与、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていな

いことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地414.93平米と一体利用の申請でございまして、

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

32番 契約内容は売買、木型製造業を営んでいるが資材置場が不足しているため既存施設に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、なお、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が関連案件でございまして、

33番 契約内容は使用貸借、携帯電話基地局の新設工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございまして、なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和3年12月14日から令和4年4月30日までの3か月半の申請でございまして、また、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして、

34番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございまして、

35番 契約内容は賃貸借、学術的な埋蔵文化財発掘調査を行うに当たり申請地を借り受けて調査用地として使用したいという埋蔵文化財発掘調査用地の申請でございまして、山林297平米と一体利用の申請でございまして、なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年11月22日から令和6年11月21日までの約3年間の申請でございまして、

36番 契約内容は贈与、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地496平米と一体利用の申請でございまして、

37番 契約内容は使用貸借、妻の実家で暮らしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして、

39番 契約内容は贈与、渡人の所有する農地の形状が悪く交換してほしいとの要望があったため申請地を宅地の一部として譲り受けて使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地1,271.94平米と一体利用の計画でございまして、

40番 契約内容は使用貸借、自宅敷地に隣接する申請地を妻の父より借り受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございまして、

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番と45番は関連案件のため一括で説明させていただきます。

44番 契約内容は使用貸借、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます、次の45番が一体利用地の関連案件でございます。

45番 契約の内容以降は、さきの44番と同様でございます。

46番 契約内容は売買、来院者の増加に伴い駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、転用済みの畑1,491平米と一体利用の計画でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、次の48番、49番が一体利用地の関連案件でございます。

48番 契約の内容以降は、さきの47番と同様でございます。

49番 契約の内容以降は、さきの47番、48番と同様でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、次の51番が一体利用地の関連案件でございます。

51番 契約の内容以降は、さきの50番と同様でございます。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、次の53番が一体利用地の関連案件でございます。

53番 契約の内容以降は、さきの52番と同様でございます。

54番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地1,524.05平米と一体利用の申請でございます。

55番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

ナンバー56からナンバー63につきましては関連案件でございます、契約の内容以降が同様でありますので、説明を一部省略させていただきます。

56番 契約内容は賃貸借、鉄塔新設工事に伴い申請地を借り受けて使用したいという工事用地の

申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年12月1日から令和4年9月30日までの10か月間でございます。

57番 契約の内容以降は同様でございます。

58番 契約の内容以降は同様でございます。

59番 契約の内容以降は同様でございます。

60番 契約の内容以降は同様でございます。

61番 契約の内容以降は同様でございます。

62番 契約の内容以降は同様でございます。

63番 契約の内容以降は同様でございます。

64番 契約内容は売買、公民館の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、宅地319.21平米と一体利用の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

65番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年11月22日から令和13年11月21日までの10年間でございます。また、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請であり、議案書11ページ、議案第3号ナンバー20が関連案件でございます。

66番 契約内容は使用貸借、豚舎用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございまして、転用済みの田1,815平米、水路54平米と一体利用の申請でございます。

67番 契約内容は使用貸借、豚舎用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございまして、転用済みの畑641平米と一体利用の申請でございます。

68番 契約内容は使用貸借、豚舎用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございまして、転用済みの畑974平米と一体利用の申請でございます。

69番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年11月22日から令和13年11月21日までの10年間でございます。また、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請であり、議案書12ページ、議案第3号ナンバー22が関連案件でございます。

70番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、

こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年11月22日から令和13年11月21日までの10年間でございます。また、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書12ページ、議案第3号ナンバー23が関連案件でございます。

71番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年11月22日から令和13年11月21日までの10年間でございます。また、さきにご審議いただきました4条許可申請、議案書18ページ、議案第4号ナンバー14、ナンバー15及び次のナンバー72が一体利用地の関連案件でございます。

72番 契約内容は賃貸借、営農型太陽光発電設備設置に伴い電線をつなぐため申請地を借り受けて電柱を設置したいという電柱設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年11月22日から令和6年11月21日までの3年間でございます。また、さきにご審議いただきました4条許可申請、議案書18ページ、議案第4号ナンバー14、ナンバー15及びさきのナンバー71が一体利用地の関連案件でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区につきましては、45件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。北部地区の議案説明をいただいたわけで、28から72番まで説明をいただきました。

まず初めに、この中で3,000平米以上のがナンバー55と、あとナンバー56から63。このナンバー56から63、合計で3,629、ここに書いてある。ナンバー63の、この合計でいいのかね。

○事務局 63番だけで3,629平米です。

○会長 63番だけか。

○事務局 基本はこちらだけをネットワークで承知すればいいのですが、ほか一体の関連の案件なので、まとめて全てネットワークのほうに審議をいただくという形になります。

○会長 そうか、そうか。はい。これは、1つの鉄塔を建てるだけでこれだけの場所なんだ。

○事務局 鉄塔は3基……

○会長 3基。

○事務局 はい。建てる計画となっております。

○会長 建てるので、ここを借りてね。そういうわけね。

今、説明がありましたとおり、それでは、ナンバー55、そして、ナンバー56から63について、皆さん、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取、許可相当とします。

それでは、それ以外の議案について質問を受けます。

お願いします。

質問なさそうですね。

それでは、先ほどネットワーク機構に意見聴取する、それも許可相当として皆さんから伺ったのですけれども、それ以外のものについても、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出ております。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は、令和2年11月28日でございます。なお、10月6日に今井隆農業委員長と現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題はありませんでした。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

どうですか、適格として証明してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。では、証明することにいたします。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 農林課、真下です。議案「農用地利用集積計画について」ご説明させていただきます。別紙でお配りしていますA4横の厚い冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画 総括表」をご用意ください。

それでは、ご説明させていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和3年12月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。厚い冊子は、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきますので、薄い冊子「総括表」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。

利用権の設定を受ける者は137名、利用権を設定する者は310名です。利用権が設定される面積は、田の通年が383筆、50万8,466平米、田の期間借地が128筆、17万9,361平米、畑が161筆、19万5,735平米、合計で672筆、88万3,562平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積42万3,537平米、割合は47.9%、中間管理事業で設定された面積2万2,452平米、割合は2.5%となっております。

続いて、裏面の資料を御覧ください。貸借期間別で見ますと、3年未満の農用地の面積は、田が7万8,400平米、畑が2万5,455平米、3から6年未満の農用地の面積は田が50万296平米、畑が13万8,013平米、6から10年未満の農用地の面積は田が8万9,682平米、畑が3,073平米、10年以上の農用地の面積は、田が1万9,449平米、畑が2万9,194平米となっております。

また、新規就農者による利用権設定の提出がございましたので、農業委員会事務局の高柳からご説明させていただきます。

○事務局 それでは、別冊の新規就農者リストをお手元にご準備ください。今回は、申請数が多いため、リストを基に概要に補足を交えながらご説明いたします。

ナンバー1、主な作目は露地ナス、ネギ、営農規模は約15アール、申請地は吉井町黒熊、吉井町深沢となります。また、就農相談会につきましては、令和3年8月17日に開催し、農業委員会からは吉田春美農業委員及び五十嵐一博農地利用最適化推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農が行えるかなどの確認を行いました。

ナンバー2、主な作目は露地ナス、営農規模は約36アール、申請地は吉井町黒熊、吉井町小串となります。また、就農相談会につきましては、令和3年10月11日に開催し、農業委員会からは吉田春美農業委員及び五十嵐一博農地利用最適化推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に確認を行いました。

続きまして、ナンバー3、主な作目は露地ナス等、営農規模は約58アール、申請地は西国分町となります。また、就農相談会につきましては、令和3年9月13日に開催し、農業委員会からは加藤精一農業委員及び依田敏彦農地利用最適化推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に確認を行いました。

続きまして、ナンバー4、主な作目は施設アスパラガス、営農規模は約30アール、申請地は金古

町となります。就農相談会につきましては、令和3年10月14日に開催し、農業委員会からは加藤精一農業委員及び高橋篤推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に確認を行いました。

続きまして、ナンバー5、主な作目は露地ナス等、営農規模は約23アール、申請地は十文字町となります。就農相談会につきましては、令和3年10月15日に開催し、農業委員会からは飯野利貞農業委員及び清水茂樹推進委員が出席し、営農計画書を基に確認を行いました。

続きまして、ナンバー6、主な作目は露地ナス等、営農規模は約41アール、申請地は箕郷町白川となります。就農相談会につきましては、令和3年10月19日に開催し、農業委員会からは永井保伸農業委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に確認を行いました。

最後に、ナンバー7から9につきましては、倉渚地域の案件であり、関連する箇所がございますので、一括してご説明をいたします。

ナンバー7、主な作目は露地野菜及び果樹、営農規模は約80アール、申請地は倉渚町川浦となります。

ナンバー8、主な作目は施設野菜及び露地野菜、営農規模は約67アール、申請地は倉渚町権田、倉渚町水沼となります。

ナンバー9、主な作目は露地野菜、営農規模は約33アール、申請地は倉渚町権田となります。

なお、ナンバー7から9につきましては、リストの右下に記載のとおり、①番、JAのTACや、くらぶち草の会の全面的なバックアップがあること。②番、次世代人材投資事業、いわゆる新規就農者のための補助金の申請を前提として、市、県及び農業経営士等を交え、営農について何度も入念な打合せをしていたこと。③番、令和3年8月に開始された農業委員会による新たな新規就農支援体制の運用開始以前に就農後の方向性が決定していたこと。

以上の3点を踏まえ、冊子の20ページから29ページに記載された内容の把握にとどめ、今回に限り相談会の開催を省略いたしましたことを申し添えます。次回以降は、通常どおり開催するものいたします。

新規就農対象者9件についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明がございました。この件に関して、皆さんからご質問等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

真下主事、この3年未満という中で3年未満、今回のこの新規就農者リストで1番の人が1年ということなのだけでも、そういう1年という人もいるの。

○事務局 お答えいたします。そうですね、1年の設定という方もいまして、というのも利用権設定の性質上、期間を決めて設定するものになりますので、毎年顔を合わせてちゃんと更新をしたいという方というのが……

○会長 そう。そういう考えだね。

○事務局 ええ。そうですね、いらっしゃいますので、1年ごとに更新される方や、最初1年やらせて、大丈夫そうであれば複数年契約するという方もいらっしゃいます。

○会長 ほかにございますでしょうか。

別にこれとって異議がなければ、決定いたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

それでは、議案のほう終わりましたので、これから報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号までです。

それでは、係長、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は埋蔵文化財発掘調査用地、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか5件、合計6件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は地役権、転用目的は通路用地、用途指定区分は準工業地域、ほか23件、合計24件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか6件、合計7件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、9月の総会において許可相当としていただいた案件になりますが、開発許可の手の遅れから許可日がずれ込みましたが、令和3年9月27日付許可で調整されましたことをご報告いたします。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。また、53ページの14番、54ページの35番、38番及び47番については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。4条が11件、5条が49件、合計60件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和3年10月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上です。

○会長 報告のほうが終わりました。

その他ということで、事務局のほうは何かございますでしょうか。

○事務局 ございません。

○会長 農林課のほうない、大丈夫ね。

○事務局 大丈夫です。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第17回農業委員会総会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午後 3時49分 閉会